Ⅰ．　委託業務の概要
Ⅱ．　契約に関する事務手続
Ⅲ．　契約変更に関する事務手続
Ⅳ．　経理処理について

Ⅴ．機械装置等費について

1. 機械装置等費の中項目区分　P. 82

2. 委託先自身で工事等を行う場合　P. 85

Ⅵ．　労務費について
Ⅶ．　その他経費について
Ⅷ．　間接経費について
Ⅸ．　再委託費・共同実施費について
Ⅹ．　検査
ⅩⅠ．　委託費の支払
ⅩⅡ．　研究開発資産・知的財産権について
ⅩⅢ．　成果報告と研究成果の発信

1. 機械装置等費の中項目区分

（1） 機械装置等費の中項目

＜基本的な考え方＞

1. 土木・建築工事費（土地の取得費を除く） ① プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事費 ② 付帯する電気工事等を行うのに要した労務費、材料費、旅費、消耗品費、光熱水費、仮設備費及びその他の経費 ③ 上記①、②の外注費
2. 機械装置等製作・購入費 ① 研究の遂行に必要な機器・設備類の購入費、関連する営繕工事費及び試運転、据付に要した費用 ② 研究の遂行に必要な機器・設備類の設計、製造、加工等に要した費用および加工等に必要な機器類の借上に要した費用 ③ 機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能をするソフトウェアの設計・製造に要した費用 ④ 上記①～③の外注費
3. 保守・改造修理費 ① 保守費 当該NEDO事業に使用するために、委託費で購入した装置、及び過去委託費で購入し、当該委託事業に使用するため貸与されている装置（以下、NEDO委託費で購入した装置等）の保守（法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスにより、機能の維持管理等を行うこと）を必要とした場合における労務費、旅費、消耗品費及びその他の必要な経費 ② 改造修理費 NEDO委託費で購入した装置等の改造（主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出）、修理（主として、原状を回復する場合）を必要とした場合における労務費、旅費、消耗品費及びその他の必要な経費 ③ 上記①、②の外注費

（2）機械装置等に係る外注については、必要性及び金額の妥当性を明確にしてください。（検査時に仕様が明確かどうかを確認します。）委託項目の本質的な部分（研究開発要素のある業務）を外注することはできませんので、外注する内容については、十分検討してください。

（3）地方自治体の承認が必要な建築工事は、必ず承認を受けてください。

（4）機械装置等製作・購入費の留意点

① 機械装置等の製作・購入については、「取得価額が10万円以上（消費税込）、かつ使用可能期間（法定耐用年数）が1年以上のもの」は「Ⅰ. 機械装置等費　2. 機械装置等製作・購入費」に、それ以外、「取得価額が10万円未満、又は使用可能期間が1年未満のもの」は「Ⅲ. その他経費　1. 消耗品費」に計上します。
資産と消耗品等との区分は次のチャートを参考にしてください。

研究開発資産イエス・ノーチャート

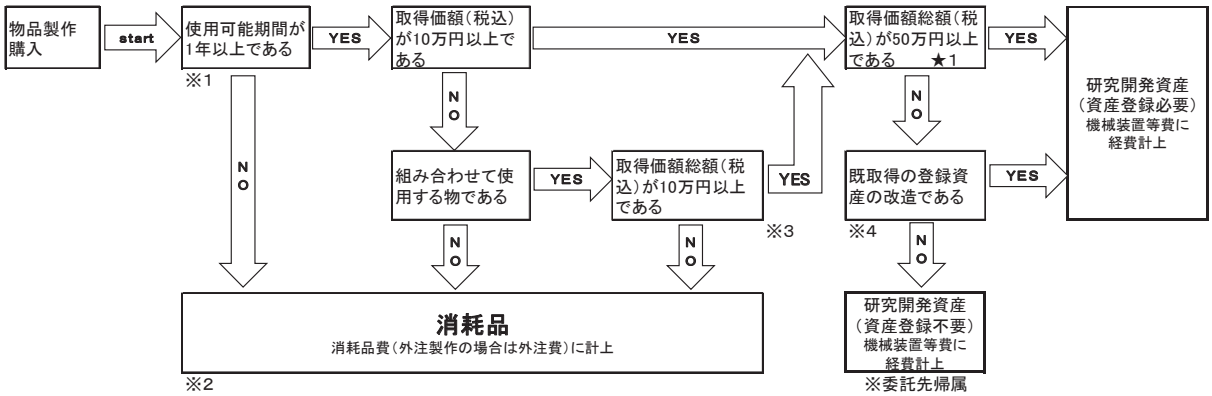

※1：使用可能期間とは、使用に耐えうる期間で、原則、法定耐用年数をいいます。NEDO事業において使用する期間ではありません。

※2：使用可能期間（耐用年数）が1年未満、又は取得価額が10万円未満のものは、原則消耗品となりますので、経費は取得方法に応じて、消耗品費（購入、社内製作の場合）、外注費（外注製作の場合）に計上して下さい。

※3：個々の取得価額は10万円未満でも、組み合わせて使用するもので、総額が10万円以上になるものは一式として資産となります。

※4：改造とは、機械装置等に付加価値（機能の向上、耐久性のアップ等）を付けるものをいいます。
現状機能の維持をおこなうものは、保守、修理にあたり、資産登録は不要です。

ただし、完成後1年以内に廃棄する場合は試作品として取り扱うことも可能です。
試作品としての判断は以下のチャートを参考にしてください。

試作品イエス・ノーチャート

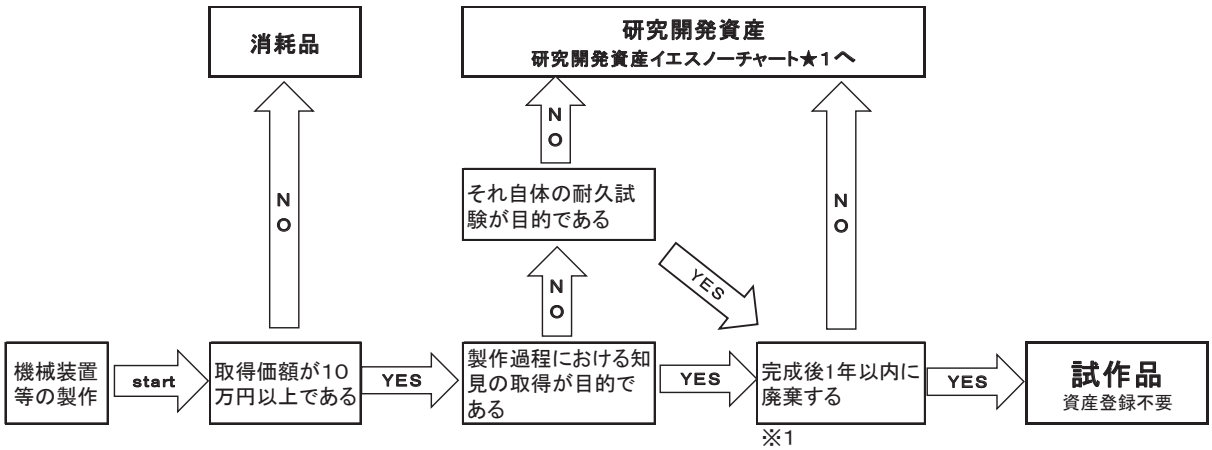

※1：実際に稼働していなくても、展示品として展示している場合は、使用にあたり、資産となります。
また、1年以上倉庫等に休眠状態で保管されている場合も、資産となります。

② ソフトウェアは、上記①にかかわらず、その用途により、計上する費目が異なりますので注意してください（YES・NOチャートをP.74に掲載）。

用途	計上費目
ア. 機械装置等と一体となって機能するもの	Ⅰ. 機械装置等費 2. 機械装置等製作・購入費
イ. 単独で動作するもので、自社で製作したもの及び購入したもの	Ⅲ. その他経費 1. 消耗品費
ウ. 単独で動作するもので、外注したもの	Ⅲ. その他経費 3. 外注費
エ. ライセンス期間が定められているもの	Ⅲ. その他経費 4. 諸経費（4）借料

(5)委託事業でのファイナンスリースによる装置取得はできません。

(6)保守・改造修理費の留意点

＜保守＞

NEDO事業費で購入した装置等が計上できます。また、事業者が所有する装置を当該NEDO事業に専用として使用している場合には、当該専用使用期間に発生する保守費の計上を可とします。NEDO事業実施の責任者等より、「専用使用証明書」を提出していただき、保守費用等を契約保守期間と当該年度内の専用使用期間で按分して計上できます。(保守費とは、法定点検、定期点検及び日常のメンテナンス等に要した経費をいい、工事を伴わないものをいいます。ソフトウエア保守費等、名目上の保守費は計上不可です。)

＜改造＞

NEDO委託費で購入した装置等以外の改造において、改造部分(ユニット)の取り外し等が可能で、改造部分が明確にNEDO委託費で購入した装置等以外の装置と区別できる場合費用計上が認められます。

＜修理＞

当該研究開発においてNEDO委託費で購入した装置等以外の必要となる装置に係る修理費についても、以下の2つの条件を満たす場合は、費用計上が認められます。

ア. 経済性を考慮したうえで、修理を行うことが合理的であると判断できること(事業者が付保している保険で修理可能な場合は除く)

イ. 修理後も当該事業に使用する必要があること

機能追加は修理ではなく改造と判断される場合があります。改造の場合、資産登録が必要となりますのでご注意ください。

(7)資産登録および資産譲渡等の方法

① 取得価額(単体あるいは機能を実現する一式合算)が50万円(消費税込)以上かつ使用可能期間(法定耐用年数)が1年以上の機械装置等は、NEDOへの資産登録が必要です。XII. 2. 資産登録の方法に従い、資産登録を行ってください。

② 資産登録された装置等に改造を行った場合で、その費用が10万円(消費税込)以上である場合は、別途資産登録が必要です。

③ 資産譲渡等の方法については、XII. 5. 資産譲渡等の方法を参照してください。

2. 委託先自身で工事等を行う場合

自社の工事・営繕・設計部門等において、土木・建築工事、製作設計・加工、保守・改造修理を行う場合は、以下の算式により経費を算定してください。

（土木・建築工事費） （製作設計・加工費） （保守・改造修理費）	＝ （当該業務に要した時間）×（当該部門の部門単価）

※ 工事等を登録研究員が行う場合、作業内容により労務費の計上方法が異なります。ご注意ください。

・実施計画書に記載されている「設計・加工等の研究開発業務」を行う場合
　労務費単価を使用して「Ⅱ．労務費　1．研究員費」として計上。

・「研究開発要素のない設計・加工等」の作業を行う場合
　部門単価を使用して機械装置等費の一部として計上。

(1) 当該業務の従事者は、従事日誌を作成してください。ただし、自社の原価計算で使用する工数を管理するシステムで、従事者個別に当該業務分が他の業務と区分されているものがある場合は、それを従事日誌の代わりとできますので、事前にプロジェクト担当部に相談してください。

(2) 部門単価は、年度毎に、当該年度最新の確定決算により算出した単価を使用し、当該年度中適用します。

ただし、当該年度の原価計算に適用する部門単価が決定されている場合は、その単価を使用することもできます。

(3) 部門単価の計算方法が設定されていない場合は、「部門単価計算書」書式Ⅴ－1 (P. 86)を参考にして、当該年度最新の確定決算により、部門単価を算出してください。

〈参考例〉

書式Ｖ－１

N1年度　土木・建築工事費、機械装置等製作設計・加工費、保守・改造修理費　部門単価計算書

団体名　　N1年　月　日

所　属　　○○部○○課　　証明者　氏名　　印

費　　目	金　額(千円)	備　　考
1. 直接労務費合計(A) (1)賃金 (2)給与 (3)雑給 (4)賞与手当		
2. 間接費合計(B) (1)間接材料費 補助材料費 工場消耗品費 消耗工具器具備品 その他(費目記入) (2)間接労務費 賃金 給与 雑給 賞与手当 退職給与引当金 福利費 (健保負担金等) (3)間接経費 福利施設費 厚生費 減価償却費 賃借料 保険料 修繕料 光熱水料 租税公課 旅費交通費 通信費 その他(費目記入)		
3. 総経費(C) 〔(A)＋(B)〕		
4. 稼働時間(D)		
5. 従業員数(E)		
部門単価〔円／h〕＝(C)÷{(D)×(E)}		

(注)

1. 上記の計算方法は、委託先(再委託先または研究分担先を含む)において単価算出方法に別段の定めがない場合に、委託費積算基準に関する「機械装置等費」のうち、土木・建築工事費、機械装置等、製作設計・加工費、保守・改造修理費の部門単価計算に用いる。

2. 金額(税抜)は、年度毎に、当該年度最新の確定決算により算出した単価を使用し、当該年度中適用する

3. 円未満の端数は、切捨とすること。

＜参考例＞

別紙15

契約管理番号:□□□□□□□□□-□

専用使用証明書

委託期間:N1年　○月　○日～N3年　○月　○日

設備名	専用使用期間	保守契約期間	備考
●○設備	N1-4/1～N2-3/31	N1-4/1～N2-3/31	
特定高圧ガス設備	N1-5/1～N1-7/31	N1～N3年度	

N1年　　月　　日

上記設備は、当該委託事業のみに使用して他の業務には一切、使用させないことを証明致します。なお、本証明書にて登録した設備が他の業務に使用していたことが判明した場合、当該設備の保守費は一切請求致しません。

名　　称　　株式会社＊＊＊＊

所　　属

証 明 者　　印

V

V